

定期監査結果に基づく措置状況

令和4年3月31日(報告)

| 課等 | 監査結果 | 措置の内容及び状況 |
|-------------------------|---|--|
| 子育て世代包括支援センター (旧健康課) | (4) 予防接種に係るワクチン等の一部は、医療機関が直接発注している。現在、支出をする健康課において、対象者の接種人数とワクチン等の発注数の照合確認が行われていないものがある。今後は医療機関から提出される問診表等で数量の確認を行われたい。 【平成25年度 第1次定期】 | (4) 令和3年度の委託契約より、ワクチンの接種人数とワクチン発注数に差異が発生しないよう、すべての予防接種についてワクチン費用を委託料に含む契約に改めました。 【令和3年11月5日 橋財第1-3号】 |
| | (2) 委託契約の報告・検査(検収)・請求・支払条項の記載がない契約については、契約条項を見直されたい。 【平成29年度 第1次定期】 | (2) 委託契約の報告・検査(検収)・請求・支払条項の記載がない契約については、報告・検査(検収)・請求・支払条項を記載しました。 【令和3年11月5日 橋財第1-3号】 |
| | (3) 委託事業完了後の支払いについては、完了報告書等の受領、当該書類に基づく検査(検収)、請求書の受領といった手順を踏んで、適正に支出されたい。 【平成29年度 第1次定期】 | (3) 委託事業完了後の支払いについては、完了報告書等の受領、当該書類に基づく検査(検収)、請求書の受領といった手順を踏んだ適正な支払いとしました。 【令和3年11月5日 橋財第1-3号】 |
| はしもとブランド推進室 | (1) 産業振興基金事業補助金交付年度以降の状況を調査し作成された資料を基に、報告等の手段を検討され、効果向上を図られたい。 【平成29年度 第2次定期】 | (1) 平成30年度から募集要項にフォローアップ調査の協力に関する項目を追加しました。また、補助金によって開発された商品をまとめた電子版ブックを作成し、令和2年度より市HPへ掲載しています。そのほか、地場産業振興センターで展示販売を行うとともに、橋本市のふるさと納税返礼品としても登録し、はしもとブランドの認知度向上に努めています。 【令和3年6月7日 橋財第1-1号】 |
| 企業誘致室 | (1) 企業誘致室の平成31年度4月～9月の時間外増が人員数正職員1名増、嘱託・臨時2名と増加しているのにかかわらず平成30年度4月～9月に比べて1,752時間増加している。 あやの台北部用地開発事業に伴う地元対応に係る休日出勤292時間増については、やむを得ないが、委託業者の能力不足については、事前に対応する等、委託業者の責任で処理できるように今後の対策を考えられたい。 【令和元年度 第1次定期】 | (1) 令和2年度の時間外勤務時間については、別表のとおり、前年度の時間外勤務時間から大幅に改善でき、平成30年度並みの時間外勤務時間となりました。改善に至った要因としては、詳細設計業務が令和元年度で完了し、造成工事を発注することができたことが考えられます。 現在は、令和元年度と同じ状況に陥らないように、造成工事の施工業者に対して、毎週、週間工程表を提出させ、また、月1回、定例の工程会議を開催し、事業の進捗状況を確認するなど業者と情報共有を密に図り、事業が円滑に進むよう努めています。 併せて、時間外勤務縮減に向け、所属職員でワークシェア及び事務分担の見直しを行うなどし、時間外勤務時間の縮減に努めています。 【令和3年6月7日 橋財第1-1号】 |
| まちづくり課 | (1) 屋外広告物許可手数料について橋本市手数料条例の適用差異がある。同条例第2条第1項第37号の表の備考2『表示面積の変更を伴わない変更等の許可又は確認の手数料の額については、この表に定める手数料の額の2分の1の額とする。』どおり適用されたい。 【令和2年度 第2次定期】 | (1) 令和2年度より、更hands続きについても、『表示面積の変更を伴わない』場合、同条例第2条第1項第37号の表に定める手数料の額の2分の1の額とした。 今年度も引き続き同様の扱いをしている。 【令和3年10月18日 橋財第1-2号】 |

| 課等 | 監 査 結 果 | 措置の内容及び状況 |
|-----------|---|--|
| 建築住宅課 | <p>(1) 住宅駐車場使用料を徴収すべく条例の制定を進められたい。 【平成26年度 随時】</p> | <p>(1) 駐車場料金については、行政財産使用料条例に基づき徴収するため、「橋本市営住宅敷地内における駐車に関する規定」を策定済です。 【令和3年11月5日 橋財第1-3号】</p> |
| | <p>(2) 請書については、最新版の書類を定期的に入居者及び連帯保証人に再交付することが望ましい。また、記載の内容についても、現状に則したものとなるよう改善されたい。また、「連帯保証人の住所、氏名又は勤務先に変更があったとき」市長への届出について、入居者及び連帯保証人にも周知をされたい。 【平成26年度 随時】</p> | <p>(2) 令和2年4月1日より民法の一部が改正されたことに伴い、令和2年4月1日以降の契約は新民法が適用されるが、以前の契約は旧民法が適用されるため、現入居者に係る連帯保証人に変更が生じた場合には、新民法に基づく契約に基づき、極度額を記載した請書において再交付を行います。また現在、連帯保証人の住所・氏名・勤務先に変更があった場合は、市の方に届出が必要であることは、毎年実施している入居者への収入申告書類提出依頼文や、入居のしおりに記載し周知しております。 【令和3年11月5日 橋財第1-3号】</p> |
| | <p>(1) 再開発住宅使用料滞納者については、現在地域優良住宅として契約更新されているが、今後分納誓約の履行が滞った場合には、連帯保証人への催告等を遅滞なくされたい。 【令和元年度 第2次定期】</p> | <p>(1) 契約更新後は、現年度分の料金について重点的に滞納が発生しないよう納付指導している中、令和2年度において連帯保証人への催告が必要となる事案が1件発生したことから、主債務者だけでなく、連帯保証人に対しても催告しました。今後も滞納者の状況を注視し、同様の事案が発生した場合には、遅滞なく併せて連帯保証人に対しても催告してまいります。 【令和3年11月5日 橋財第1-3号】</p> |
| 農林整備課 | <p>(1) 地籍調査事業については、和歌山県下の他市町村に比べて進捗率が低くなっている。今後市内全域の早期完了を目指し、地籍調査を推進されたい。 【平成29年度 第2次定期】</p> | <p>(1) 現在、業務を執行するにあたり、正職員1名と会計年度任用職員1名を1班として3班体制で、要望を提出していただいた順に事業を実施しています。おおよそ事前調査、現地立会等を含め1地区3年程度の期間をかけておこなっており、現在3地区の調査を実施しています。 本課としても、今後の地権者の代替わりによって人証や物証が失われ、境界が分からなくなる問題や、災害発生時の速やかな復旧のために、早期完了が望ましいと考えています。例えばドローンを使った新しい調査方法等、事務負担の軽減方法なども研究しつつ進捗を図っていきます。 【令和4年1月20日 橋財第1-4号】</p> |
| 中（旧生涯学習課） | <p>(3) 山田地区公民館の関西電気保安協会への支払いが1年間の前払い契約となっている。今後は、履行確認後の支払い契約とされたい。 【令和元年度 第2次定期】</p> | <p>(3) 本契約は、平成31年4月1日に一般財団法人関西電気保安協会和歌山営業所との間に締結されたものであり、契約期間が平成34（令和4）年3月31日までの3年間の長期継続契約となっています。 次回契約時には、本契約第3条の委託手数料の条項を見直し、履行確認後の支払い契約に改めます。 なお、本契約の受注者に履行確認後の支払い契約ができることを確認済で、具体的には、4～6、7～9、10～12、1～3月分の委託業務を履行確認後に3ヶ月分一括して支払います。 【令和3年9月7日 橋教総第116号】</p> |

| 課等 | 監 査 結 果 | 措置の内容及び状況 |
|----------|--|---|
| 学校給食センター | <p>(1) 給食費の収納率は12月時点で 小学校、中学校とも現年度収納率平均は98.7%、過年度収納率平均は小学が30.4%中学校が40.2%である。過年度の収納率は小学校、中学校ともに向上している。今後も引き続き収納業務を進められたい。 【令和元年度 第2次定期】</p> | <p>(1) 令和2年度決算時の収納率は現年度収納率平均は小学校が99.3%、中学校が98.9%、過年度収納率平均が小学校58.5%、中学校が77.4%となっており、令和元年度12月時点と比べても、向上している。 引き続き、収納業務を進めていきたい。 【令和3年9月7日 橋教総第116号】</p> |
| | <p>(2) 近畿ビルサービス(株)との自動ドア保守点検業務委託の支出負担行為がなされていない。支出負担行為伝票の起票日は契約日となる。契約締結後、速やかに支出負担行為伝票を作成されたい。 【令和元年度 第2次定期】</p> | <p>(2) 令和元年度の自動ドア保守点検業務委託について、令和元年11月20日に近畿ビルサービス(株)と契約締結した後、ご指摘の際には、支出負担行為がなされていませんでしたが、別紙のとおり契約締結日の令和元年11月20日を起票日として、支出負担行為を作成しました。今後、契約後速やかに支出負担行為を作成することとします。 【令和3年9月7日 橋教総第116号】</p> |
| 市民病院 | <p>(2) 支出負担行為については、債務の確認であり、その確認を行ったうえで支出伝票をするのが、地方自治法の法的結論である。よって支出負担行為のない支出は無効であると言わざるを得ない。また、橋本市病院事業会計規程に支出負担行為を追加修正されたい。 【令和2年度 第1次定期】</p> | <p>(2) 令和2年度4月から12月分までを別紙①のとおり一括にて支出負担行為を行いました。 また、橋本市病院事業会計規程を別紙②のとおり一部改正し、試行しました。 【令和3年11月10日 橋病総第259号】</p> |
| | <p>(3) 初診料の各病院との比較は、表1のとおりであり、今後、適正な料金を設定すべきと考える。(令和2年度 第1次定期監査結果報告書 P25 表1 参照) 【令和2年度 第1次定期】</p> | <p>(3) 条例改正により、令和3年10月1日から2,200円に増額いたしました。 【令和3年11月10日 橋病総第259号】</p> |